



佐賀県公報

平成18年
7月18日
(火曜日)
第 12780号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく指定居宅介護機関の廃止 (四七二・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (四七三・〃) 二
- 生活保護法に基づく指定居宅介護支援事業機関の廃止 (四七四・〃) 三
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (四七五・〃) 四
- 生活保護法に基づく福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (四七六・〃) 一
- 生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (四七七・〃) 一
- 生活保護法に基づく介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定 (四七八・〃) 四
- 生活保護法に基づく介護予防福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (四七九・〃) 八
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更 (四八〇・〃) 八

○ 告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(県民協働課) 九
(建築住宅課) 九

●佐賀県告示第四百七十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護機関から廃止の届出があつた。

四	一	平成十八年七月十八日	佐賀県知事 古川 康
(一)	(一)	廃止年月日 平成十八年二月二十八日	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
	(二)	届出者の名称及び主たる事務所の所在地	名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町西部甲六百六十四番地四
	(三)	届出者の名称及び主たる事務所の所在地	名 称 有田町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 所在地 西松浦郡有田町西部甲六百六十四番地四
	(一)	廃止年月日 平成十八年二月二十八日	サービスの種類 訪問入浴介護
	(二)	届出者の名称及び主たる事務所の所在地	名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町西部甲六百六十四番地四
	(三)	届出者の名称及び主たる事務所の所在地	名 称 有田町社会福祉協議会デイサービスセンター「やすらぎ」 所在地 西松浦郡有田町西部甲六百六十四番地四
		サービスの種類 通所介護	
		廃止年月日 平成十八年二月二十八日	

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人西有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡西有田町大木乙二千四百六十二番地二	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 ホームヘルパーステーション「くつろぎ」 所在地 西松浦郡西有田町大木乙二千四百六十二番地四
(一) サービスの種類 訪問介護 廃止年月日 平成十八年二月二十八日	(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人西有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡西有田町大木乙二千四百六十二番地二
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスセンター「くつろぎ」 所在地 西松浦郡西有田町大木乙二千四百六十二番地四	(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスゆうあいさくら通り 所在地 鹿島市大字高津原四千三百六番地
(四) サービスの種類 通所介護 平成十八年七月十八日 佐賀県知事 古川康	(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 医療法人祐愛会 所在地 鹿島市大字高津原四千三百六番地

(一) 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成十八年七月十八日 佐賀県知事 古川康	(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人天心堂志田病院 所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社在宅介護お世話宅配便 所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一	(二) (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 ゲループホーム次郎ん家 所在地 神埼市千代田町境原二百八十二番地二
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 医療法人天心堂志田病院 所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 医療法人聖母会古賀内科 所在地 神埼市千代田町境原二百八十二番地二
(四) サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十八年四月三日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人天心堂志田病院 所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四	(四) サービスの種類 通所リハビリテーション 指定年月日 平成十八年五月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 デイサービスお茶しましよ虹の松原 所在地 唐津市鏡字虹の松原三千七百六十九番地百二 サービスの種類 通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日	五 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	五 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 ホームヘルパーステーション「くつろぎ」 所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四
六 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日	六 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	六 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスセンター「くつろぎ」 所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四
七 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日	七 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	七 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスセンター「やすらぎ」 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
八 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日	八 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	八 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスセンター「やすらぎ」 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
九 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日	九 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	九 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスセンター「やすらぎ」 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
<p>●佐賀県告示第四百七十四号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業機関から廃止の届出があつた。</p> <p>平成十八年七月十八日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古川 康</p>		
<p>一 (一) 廃止年月日 平成十八年二月二十八日</p> <p>(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町西部甲六百六十四番地四</p> <p>事業所の名称及び所在地 名 称 有田町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 所在地 西松浦郡有田町西部甲六百六十四番地四</p>		

二 (一) 廃止年月日 平成十八年二月二十八日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人西有田町社会福祉協議会

所在地 西松浦郡西有田町大木乙二千四百六十二番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 社会福祉法人西有田町社会福祉協議会

所在地 西松浦郡西有田町大木乙二千四百六十二番地四

一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 株式会社新和メディカル
 所在地 武雄市武雄町大字昭和六番地五

(三) 事業所の名称及び所在地
 名称 株式会社新和メディカル

所在地 武雄市武雄町大字昭和六番地五

二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 東亜産業株式会社
 所在地 佐賀市神野東四丁目二番十三号

(三) 事業所の名称及び所在地
 名称 東亜産業株式会社パックスマディカル事業部
 所在地 鹿島市大字高津原六百七十五番地二

三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 太陽セランド株式会社
 所在地 福岡県田川市大字川宮千二百番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 有田町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

三 事業所の名称及び所在地

名 称 有田町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

●佐賀県告示第四百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための特定福祉用具販売を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月十八日

●佐賀県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月十八日

平成十八年七月十八日

佐賀県知事 古川康

康

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人六親福祉会

所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 あしはらの園シヨーツステイ

所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十三番地

(三) サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 東亜産業株式会社

所在地 佐賀市神野東四丁目二番十三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 東亜産業株式会社パックスマディカル事業部

所在地 鹿島市大字高津原六百七十五番地二

(三) サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

(一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社在宅介護お世話宅配便

所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスお茶しましょ虹の松原

所在地 唐津市鏡字虹の松原三千七百六十九番地百二

(三) サービスの種類 介護予防通所介護

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人祐愛会

所在地 鹿島市大字高津原四千三百六番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社新和メディカル

所在地 武雄市武雄町大字昭和六番地五

(三) サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 介護予防通所介護

所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十三番地

(三) サービスの種類 介護予防通所介護

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二)	(一)	(三)	(二)	(一)	(三)	(二)	(一)			
所在地	伊万里市立花町四千六十番地二	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地	伊万里市立花町四千六十番地二	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地	伊万里市立花町四千六十番地二			
名 称	医療法人社団再整会	名 称	介護療養型医療施設口石病院	名 称	介護療養型医療施設口石病院	名 称	口石病院通所リハビリテーション			
所在地	伊万里市立花町四千六十番地二	指定年月日	平成十八年四月一日	所在地	伊万里市立花町四千六十番地二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地	伊万里市立花町四千六十番地二		
名 称	社会福祉法人慈恵会	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名 称	介護予防訪問介護	所在地	小城市三日月町甲柳原六十八番地一	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地	小城市三日月町甲柳原六十八番地一	
所在地	小城市三日月町甲柳原六十八番地一	サービスの種類	サービスの種類	名 称	介護予防訪問介護	名 称	介護予防通所介護事業鳳寿苑	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地	小城市三日月町甲柳原六十八番地一
名 称	社会福祉法人慈恵会	指定年月日	平成十八年四月一日	名 称	介護予防通所介護事業鳳寿苑	名 称	介護予防通所介護事業鳳寿苑	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地	小城市三日月町甲柳原六十八番地一
所在地	小城市三日月町甲柳原六十八番地一	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名 称	介護予防通所介護事業鳳寿苑	所在地	伊万里市立花町四千六十番地二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名 称	口石病院通所リハビリテーション	
サービスの種類	介護予防通所介護	所在地	伊万里市立花町四千六十番地二	名 称	介護予防通所介護事業鳳寿苑	所在地	伊万里市立花町四千六十番地二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名 称	口石病院通所リハビリテーション

二十一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人慈恵会

所在地 小城市三日月町甲柳原六十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 介護予防短期入所生活介護事業鳳寿苑

所在地 小城市三日月町甲柳原六十八番地一

サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

●佐賀県告示第四百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十八年四月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

三 事業所の名称及び所在地

名 称 唐津市地域包括支援センター

所在地 唐津市西城内一番一号

●佐賀県告示第四百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための特定介護予防福祉用具販売を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社新和メディカル

所在地 武雄市武雄町大字昭和六番地五

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 株式会社新和メディカル

所在地 武雄市武雄町大字昭和六番地五

二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 東亜産業株式会社

所在地 佐賀市神野東四丁目二番十三号

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 東亜産業株式会社パックスマーディカル事業部

所在地 鹿島市大字高津原六百七十五番地二

三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 太陽セランド株式会社

所在地 福岡県田川市大字川宮千二百番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 太陽セランド株式会社佐賀営業所

所在地 武雄市朝日町大字甘久字大鹿三千四百七十四番地三号

●佐賀県告示第四百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業

所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十八年七月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 居宅介護事業

名 称	所 在 地	変更年月日
新 多機能ホーム伊万里	伊万里市二里町八谷搦七 八一番地1	平成一八・四・1
旧 小規模多機能ホーム伊万里		
新 医療法人二期会小島病院訪問看護ステーションくろがね	伊万里市黒川町塩屋11〇 五番地1	平成一八・一・一一
旧 医療法人小島病院訪問看護ステーションくろがね		
新 医療法人二期会小島病院通所リハビリテーション	伊万里市黒川町塩屋11〇 五番地1	平成一八・一・一一
旧 医療法人小島病院通所リハビリテーション		

二 居宅介護支援事業

名 称	所 在 地	変更年月日
新 医療法人二期会小島病院居宅介護支援事業所	伊万里市黒川町塩屋11〇 五番地1	平成一八・一・一一
旧 医療法人小島病院居宅介護支援事業所		

三 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	変更年月日
新 医療法人二期会小島病院介護療養型医療施設	伊万里市黒川町塩屋11〇 五番地1	平成一八・一・一一
旧 医療法人小島病院介護療養型医療施設		

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年9月5日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年7月18日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日
平成18年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称 特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス

(2) 代表者の氏名 谷口 仁史

(3) 主たる事務所の所在地
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9330番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校、引きこもり、非行等、学校や社会への不適応問題を抱える子ども達に対して、訪問型教育支援に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月18日

佐賀県知事 古川 康

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年二八、八〇〇円(送料共)

平成十八年七月十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
15	武雄市武雄町大字富岡字五ノ角8965番22及び字向9924番4	平成18年7月7日	4.06~4.29	44.1